

別表1 点数表

申し込み児童の 保護者の状況	就労	外勤及び自営業主	月160時間以上	20	
			月120時間以上～160時間未満	18	
			月80時間以上～120時間未満	16	
			月60時間以上～80時間未満	14	
			月48時間以上～60時間未満	13	
		自営業専従者、家族 従業者	月160時間以上	17	
			月120時間以上～160時間未満	15	
			月80時間以上～120時間未満	13	
			月60時間以上～80時間未満	11	
		内職	月48時間以上～60時間未満	10	
			月160時間以上	15	
			月100時間以上～160時間未満	14	
				月48時間以上～100時間未満	13
			就労予定		4
			就労予定(母子または父子家庭)		12
		就労予定(準母子または準父子家庭)		11	
	不在	死別、離別、別居、失踪、拘禁等		20	
	入院			22	
	疾病等	常時臥床		20	
		安静を要する状況		19	
		精神にかかる疾病(精神障害者保健福祉手帳1級を除く)		18	
		上記以外で通院が必要な状態		16	
	障害	身体障害1・2級、知的障害手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		20	
		身体障害3・4級、知的障害手帳B		16	
		身体障害5・6級		12	
	母親の出産	産前8週(多胎の場合は14週)、産後8週		21	
	看護等	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	20	
		在宅看護	常時観察・介護が必要な場合	20	
			常時観察は必要ないが日常生活全般について恒常的な介護が必要な場合	14	
			上記以外	10	
	災害	火災、風水害、地震等の災害復旧		20	
	その他	虐待やDVのおそれがあること		21	
大学・大学院・専門学校への通学			18		
職業訓練等への通学(就労に必要な 技能習得を目的とする場合)		1日8時間以上	17		
		1日6時間以上	15		
		1日4時間以上	13		
市長の認める各号に類する状態にある		1～21			

調整(加算)	母(父)	母子または父子家庭	2
	準	準母子または準父子家庭	1
	同居	母子・準母子または父子・準父子家庭で6歳未満の健康な祖父母が同居していない場合	1
	就	申し込み児童のほかに就学前児童がいる場合(1人ごとに加算)	2
	在園	すでに保育施設入園中の兄弟姉妹がいる場合(1人ごとに加算)	3
	生	生活保護受給中の世帯	1
	単	保護者の一方が単身赴任で平日に保育の協力を得られない場合	1
	3人	小学生以下の児童が3人以上いる世帯	1
	多	申し込み児童が多胎児である場合(児童以外の多胎児数を加算)	1
	保	保護者の一方又は両方が盛岡市内の認可保育施設に勤務する保育教諭、幼稚園教諭、保育士、看護師、準看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、調理師または調理員である場合(ただし、新たに盛岡市内の認可保育施設に勤務を開始する場合、産前産後休暇及び育児休業から復職する場合及びこれらと同等の状況と認められる場合に限る。)	30
		保護者の一方又は両方が盛岡市外の認可保育施設に勤務する保育教諭、幼稚園教諭、保育士、看護師、準看護師、保健師、管理栄養士、栄養士、調理師または調理員である場合(ただし、新たに盛岡市外の認可保育施設に勤務を開始する場合、産前産後休暇及び育児休業から復職する場合及びこれらと同等の状況と認められる場合に限る。)	28
卒	申し込み児童が2歳クラスまでの保育施設の卒園児である場合 ※1 ただし、事業所内保育事業所の従業員枠入所児童の卒園児の場合は3点とする ※2 企業主導型保育所の卒園児の場合は2点とする	5	
他	その他	1～5	

調整(減算)	滞	正当な理由がなく6ヶ月以上の保育料の滞納があり、督促や催告に対し、誠意ある対応がみられない場合	-3～-10
	育休延長許容	申込保護者から入園が保留となった場合、育児休業の延長を許容できる旨の申し立てがあった場合	点数が1点になるように減算する